

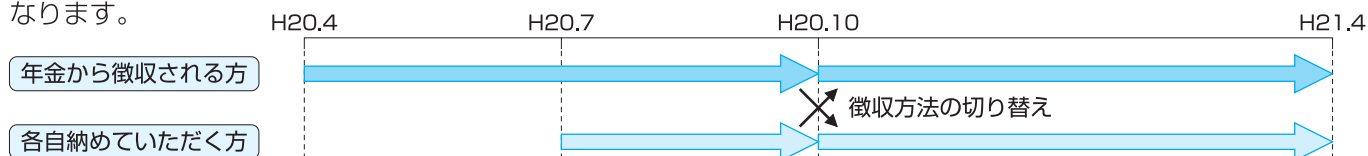
(参考) 具体的な年間保険料額の例 ※下表は一般的な例となっていますので、参考としてご覧ください。

| |
|--|
| ●基礎年金受給者【基礎年金79万円】 [1人世帯の場合] 被保険者均等割：11,027円+所得割：なし=11,027円 (7割軽減) |
| ●厚生年金の平均的な年金額の受給者【厚生年金201万円】 [1人世帯の場合] 被保険者均等割：29,406円+所得割：32,592円=61,998円 (2割軽減) |
| ●厚生年金の平均的な年金額の夫【厚生年金201万円】とその妻 (基礎年金受給者) 【基礎年金79万円】 [2人世帯の場合] ○厚生年金受給している夫 被保険者均等割：29,406円+所得割：32,592円=61,998円 (2割軽減) ○基礎年金受給している妻 被保険者均等割：29,406円+所得割：なし=29,406円 (2割軽減) |
| ●自営業者である世帯主と同居する方【世帯主 (子) 年収390万円、親 基礎年金79万円】 被保険者均等割：36,758円+所得割：なし=36,758円 |
| ●会社勤めの子どもと同居する方【子 政府管掌健康保険平均年収390万円、親 基礎年金79万円】 被保険者均等割：36,758円+所得割：なし=36,758円 被用者保険の被扶養者となっていた方は、次の激変緩和措置を行います。 後期高齢者医療制度に加入したときから2年間、被保険者均等割額の5割を軽減し、所得割を課しません。 ※平成20年度は、経過措置として4月から9月までの6か月間保険料は無料となり、10月から平成21年3月まで6か月間の保険料は被保険者均等割が9割軽減された額となります。 |

●平成20年度の保険料徴収には次のような場合があります

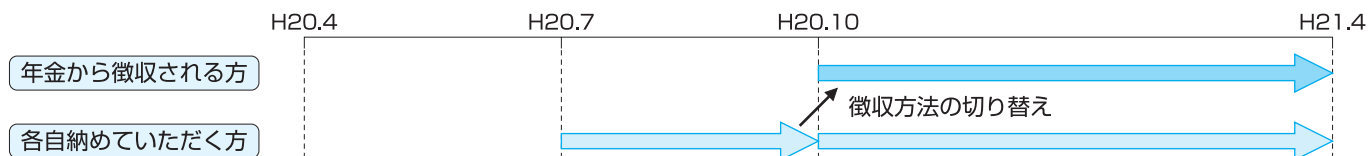
◆国民健康保険に加入されていた方

原則として、4月から、年金からの特別徴収となります。年金からの天引きができない方については普通徴収となります。



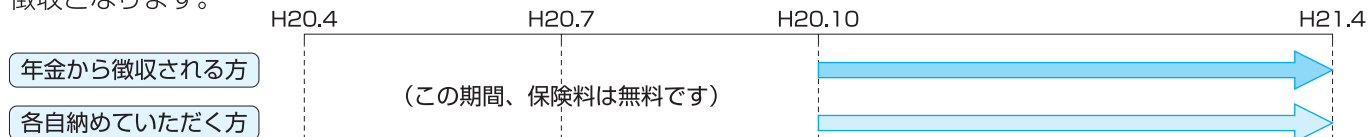
◆被用者保険の被保険者本人であった方

原則として、7月から口座振替等による普通徴収となり、10月から年金からの特別徴収に切り替わります。年金からの天引きができない方については10月以降も普通徴収となります。



◆被用者保険の被扶養者であった方

原則として、平成20年4月から9月までは保険料は無料です。平成20年10月から平成21年3月までは、被保険者均等割額を9割軽減した額が年金からの特別徴収となります。年金からの天引きができない方については普通徴収となります。



国民健康保険に加入していた方で、後期高齢者医療制度に加入する直前に被用者保険の被扶養者となった方は、年金からの徴収に関する事務処理の都合により、4月から保険料が徴収されることとなります。被用者保険の被扶養者と確認次第、特別徴収を中止し、既に徴収した保険料のうち平成20年度中に納めていただく保険料額を超えた額について還付させていただきますので、ご了承ください。

お知らせ

4月から特別徴収となる方には、4月上旬に保険料に関する通知（仮徴収額決定通知書、特別徴収開始通知書、年金振込通知書）が送られますのでご確認ください。
※年金振込通知書は、社会保険庁等の年金保険者から送付されます。

問 三重県後期高齢者医療広域連合 T 059-221-6883 T 059-221-6884 F 059-221-6881
 三重県後期高齢者医療広域連合ホームページ <http://www.75iryu.biz-web.jp/>
 問 北勢庁舎 保険年金課 T 72-3829 F 72-3334